

## ヘルパーステーションひだまり運営規程

### (事業の目的)

第1条 株式会社グリップが開設するヘルパーステーションひだまり（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護（予防専門型訪問サービス）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護（予防専門型訪問サービス）を提供することを目的とする。

### (指定訪問介護の運営の方針)

第2条 指定訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (予防専門型訪問サービスの運営の方針)

第3条 予防専門型訪問サービスの基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 予防専門型訪問サービスの実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。

3 予防専門型訪問サービスの提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ヘルパーステーションひだまり
- ② 所在地 名古屋市南区岩戸町17番21号 薬師ビル1階1号室

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

管理者・・・1名以上

サービス提供責任者・・・5名以上（管理者との兼務含む）

訪問介護員等・・・20名以上

#### (1) 管理者

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

#### (2) サービス提供責任者

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・訪問介護計画（予防専門型訪問サービス計画）の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

- (3) 訪問介護員等  
訪問介護員等は、訪問介護の提供に当たる。
- (4) 事務職員  
事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時から午後18時までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料等)

第7条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

- ① 身体介護
  - ② 生活援助
- 2 予防専門型訪問サービスの内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。
- ① 予防専門型訪問サービス費（Ⅰ）…1週に1回程度
  - ② 予防専門型訪問サービス費（Ⅱ）…1週に2回程度
  - ③ 予防専門型訪問サービス費（Ⅲ）…1週に2回を超えた場合
- 3 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- ① 事業所の実施地域を越える地点から、片道10キロメートル未満 500円
  - ② 事業所の実施地域を越える地点から、片道10キロメートル以上 2,000円
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

- ① 責任者は事業所の管理者とする。
  - ② 年間研修計画に虐待に関する研修内容を含ませ、年に1回実施する。
- 2 事業所は虐待が疑われる事案が発生した場合には、事業所の所在地である市町村へ速やかに通報し、状況を伝え、被害の拡大を防ぐ。虐待が発生した場合には通報の義務が発生することを従業員一人ひとりに周知していく。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、名古屋市緑区・天白区・南区・港区・瑞穂区の区域とする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、すべての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。）に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後6カ月以内
- ② 継続研修1年2回
- 2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施する。
- 3 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社グリップと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

- この規程は、平成24年10月1日から施行する。
- この規程は、平成24年11月1日から改定する。
- この規程は、平成25年1月1日から改定する。
- この規程は、平成25年2月1日から改定する。
- この規程は、平成25年9月1日から改定する。
- この規程は、平成26年7月1日から改定する。
- この規程は、平成26年8月1日から改定する。
- この規程は、平成26年12月1日から改定する。
- この規程は、平成27年7月28日から改定する。
- この規程は、平成28年7月1日から改定する。
- この規程は、平成28年12月7日から改定する。
- この規程は、平成29年12月1日から改定する。
- この規程は、平成30年6月1日から改定する。
- この規程は、令和元年6月1日から改定する。
- この規程は、令和2年5月1日から改定する。
- この規程は、令和3年1月1日から改定する。
- この規程は、令和3年4月1日から改定する。
- この規定は、令和3年6月15日から改定する。
- この規定は、令和4年9月1日から改定する。
- この規定は、令和5年6月1日から改定する。